資料

—閣議決定等事項—

（内閣官房）

四月十九日（金）

○一般案件

一、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき国会の承認を求めるの件（決定）（外務・国土交通省）

一、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて国会の承認を求めるの件（決定）（外務・経済産業省）

一、皇太子同妃両殿下のオランダ国御訪問について（了解）（宮内庁・外務省）

○国会提出案件（抜粋）

一、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告について（決定）（法務省・警察庁）

一、平成二十四年団体規制状況の年次報告について（決定）（法務省）

○法律案

一、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（決定）（消費者庁・財務省）

一、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働・国土交通省）

一、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働省）

一、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（環境省）

一、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（環境省）

一、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（環境・経済産業省）

一、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（決定）（環境省）

一、自衛隊法の一部を改正する法律案（決定）（防衛省）

公告

諸事項

割賦販売法第35条の３の62において準用する法第24条の規定に基づく許可取消しの公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の62において準用する法第23条第２項の規定に基づく前払式特定取引業の許可を取り消したので、法第35条の３の62において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年４月23日　　経済産業大臣　茂木　敏充

1　許可取消しの年月日　平成25年４月23日

2　許可を取り消した事業者の名称、本店の所在地及び許可番号

株式会社だいかい友の会

新潟県新潟市西区大学南１丁目7810番地２

友第3059号

3　許可取消しの理由

平成24年４月20日付けで法第35条の３の62において準用する法第20条の２第１項の規定に基づき発出した改善命令に関し、当該改善命令に違反する事実（経理処理が不健全、約款記載義務不履行及び従業員に対する指導監督が不十分）が認められ、このことは法第35条の３の62において準用する法第23条第２項第４号に該当するため。

割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、法第35条の３の62において準用する法第23条第２項に基づく許可の取消処分に伴い、法35条の３の62において準用する法第27条第１項第３号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成25年４月23日　　関東経済産業局長　宮川　　正

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成25年７月19日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成25年７月19日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　　称	本　店　の　所　在　地
株式会社だいかい友の会	新潟県新潟市西区大学南１丁目7810番地２

記

宛先　〒330—9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話　048—600—0444

・・

様式

申　出　書

関東経済産業局長　殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1．債権者の名称及び住所

2．債権額

3．債権発生の原因たる事実

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第８２号

北海道北斗市七重浜７丁目８番５号

申立人　阿部　信一

本籍宮城県石巻市新山浜不動沢32番地、最後の住所宮城県石巻市南浜町４丁目５番13号、死亡の場所宮城県石巻市、死亡年月日平成23年３月11日、出生の場所宮城県牡鹿郡牡鹿町、出生年月日昭和３年８月26日、職業無職

被相続人　亡　阿部ふく子

事務所仙台市青葉区一番町１丁目17番24号高裁前ビル６階　南町通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鶴見　聡志

仙台家庭裁判所石巻支部